

令和 7 年 4 月 日制定

（目的）

第 1 条 阿武隈急行線沿線地域活性化検討分科会（以下「分科会」という。）は、阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）規約第 12 条第 1 項の規定に基づき、協議会の分科会として、阿武隈急行線を活かして沿線地域の価値を最大化し、阿武隈急行線及び沿線地域の持続的な活性化及び発展を図るために設置する。

（事業）

第 2 条 分科会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （１）阿武隈急行線在り方検討会提言（令和 7 年 3 月）の実現及び実施に係る協議に関すること。
- （２）阿武隈急行線地域公共交通網形成計画の変更、実施、評価に係る協議に関すること
- （３）その他、前条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第 3 条 分科会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

（分科会の委員）

第 4 条 分科会の委員は、別表 1 に掲げる者とする。

- 2 委員のうち、協議会の委員である者の任期は、協議会の委員の任期と同一とする。
- 3 前項に該当する者を除く委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第 5 条 座長及び副座長は、前条第 1 項の規定に基づく委員の中から、これを選任する。

- 2 座長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐して分科会の業務を掌理し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。この場合、副座長が複数いるときは、座長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

（臨時委員）

第 6 条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは臨時委員を置く

ことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に座長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときには、解任されるものとする。

（会議）

第7条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員は、会議への出席及び議決権の行使について、代理人を選任することができる。
- 4 会議の議決方法は、構成委員のうち地方公共団体に属する委員の全会一致、かつ、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として非公開とする。ただし、出席委員全員の同意が得られた場合は公開で行うものとする。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（書面決議）

第8条 座長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときは、書面決議により、議事を決定することができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定について準用する。

（協議結果の尊重義務）

第9条 分科会で協議が整った事項については、分科会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

- 2 座長は、分科会で協議が整った事項について、その協議結果を協議会会長に報告する。

（事務局）

第10条 分科会の業務を処理するため、分科会に事務局を置く。

- 2 事務局は、協議会の事務局を置く地方公共団体に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、座長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(委任)

第 11 条 この規約及び協議会規約に定めるもののほか、分科会の事務の運営上必要な細則は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 7 年 4 月 日から施行する。

(招集の特例)

2 第 7 条の規定にかかわらず、この規約施行後最初の分科会は、協議会座長が招集する。